

令和4年第3回湧別町議会

定例会会議録

## 令和4年第3回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和4年9月13日湧別町議会議場に招集された。

### 1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 2 不応招議員

なし。

### 3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 4 欠席議員

なし。

### 5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 大口貢、総務課情報防災グループ主幹 青山賢治、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 秋葉国宏、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、建設課建設グループ主幹 細川聡、出納

課出納グループ主幹 吉松智弘、水道課上下水道グループ主幹 細川聡、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 北林孝之、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 宮坂達也、健康こども課医療グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 出口幹敏、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教育総務課参事 澁谷順、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宍戸和幸、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 前川孝一、監査委員事務局次長 藪悟志

- 6 本会議の書記は、次のとおりである。  
議会事務局長 前川孝一、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和4年第3回湧別町議会定例会議事日程

[ 第 1 号 ]

令和4年9月13日（火）午前10時00分開議

日 程	件 名	提出者
第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸般の報告	
第 4	行政報告	
第 5	報告第1号 健全化判断比率について	町 長
第 6	報告第2号 資金不足比率について	〃
第 7	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	〃
第 8	認定第1号 令和3年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について	〃
第 9	認定第2号 令和3年度湧別町水道事業会計決算認定について	〃
第 10	一般質問	
第 11	議案第1号 財産の処分について	町 長

日 程	件 名	提出者
第 12	議案第 2 号 令和 4 年度湧別町一般会計補正予算	町 長
第 13	議案第 3 号 令和 4 年度湧別町介護保険特別会計補正予算	〃
第 14	議案第 4 号 令和 4 年度湧別町水道事業会計補正予算	〃
第 15	議案第 5 号 令和 4 年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算	〃
第 16	議案第 6 号 湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 17	議案第 7 号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 18	議案第 8 号 指定金融機関の指定について	〃
第 19	同意第 1 号 教育委員会委員の任命について	〃
第 20	意見書案 第 3 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	
第 21	承 認 閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)	
	以 下 余 白	

## 令和4年第3回湧別町議会定例会

### 議事日程（第1日）

令和4年9月13日

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告
日程第 5	報告第 1号		健全化判断比率について
日程第 6	報告第 2号		資金不足比率について
日程第 7	承認第 1号		専決処分の承認を求めることについて
日程第 8	認定第 1号		令和3年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 2号		令和3年度湧別町水道事業会計決算認定について
日程第 10			一般質問
日程第 11	議案第 1号		財産の処分について
日程第 12	議案第 2号		令和4年度湧別町一般会計補正予算
日程第 13	議案第 3号		令和4年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 14	議案第 4号		令和4年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 15	議案第 5号		令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 16	議案第 6号		湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 7号		湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 8号		指定金融機関の指定について
日程第 19	同意第 1号		教育委員会委員の任命について
日程第 20	意見書案第 3号		国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第 21	承認		閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

## 開 会 宣 告（10：00）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和4年第3回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、脇坂君、8番、小形君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る9月8日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から9月14日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月14日までの2日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして報告2件、認定2件、条例2件、予算4件、承認1件、人事1件、その他2件であります。

また、議会側といたしましては、意見書案1件、承認1件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から5月分、6月分、7月分及び8月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る6月16日の令和4年第2回町議会定例会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

6月22日及び23日、札幌市において遠軽地区総合開発期成会要望活動が行われ、これに議長が出席しております。

同じく23日、保健福祉センターにおいて民生委員推薦会が開催され、これに総務厚生常任委員長が出席しております。

6月25日、町内において久保秋北海道議会議員、オホーツク総合振興局長によるひょう被害現地視察が行われ、これに正副議長が出席しております。

7月3日、チューリップ公園駐車場において第64回遠軽分会連合消防演習が開催され、これに議長及び各議員が出席しております。

7月6日、札幌市において北海道町村議会議長会議員研修会が開催され、これに議長及び各議員が出席しております。

7月8日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会総務文教厚生専門委員会が開催され、これに議長が出席しております。

7月6日、認定こども園みのりグラウンドにおいて第1回認定こども園みのり運動会が開催され、これに議長及び各議員が出席しております。

7月14日、議会運営委員会が開催されました。

7月21日、東京都において高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会中央要望活動が行われ、これに議長が出席しております。

7月22日、東京都においてオホーツク圏活性化期成会中央要望活動が行われ、これに議長が出席しております。

7月26日、東京都において遠軽地区総合開発期成会中央要望活動が行われ、これに議長が出席しております。

7月29日、芭露パークゴルフ場において自治会連合会パークゴルフ大会が開催され、これに議長及び各議員が出席しております。

8月8日、産業文教常任委員会が開催されました。

8月26日、遠軽町において遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念式典が執り行われ、これに議長が出席しております。

8月28日、遠軽町において遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念コンサートが開催され、これに副議長が出席しております。

8月30日、総務厚生常任委員会が開催されました。

9月1日、遠軽町において地方財政についての諸問題に関する勉強会が開催され、これに議長及び各議員が出席しております。

9月6日、文化センターTOMにおいて湧別町敬老会が開催され、これに議長及び関係議員が出席しております。

9月7日、文化センターさざ波において湧別町敬老会が開催され、これに議長及び関係議員が出席しております。

9月8日、議会運営協議会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影等を行いますので、ご了承願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題についてご報告申し上げます。

1点目ですが、降ひょう・突風による農作物の被害状況についてであります。令和4年6月19日に発生しました降ひょう・突風による農作物の被害状況についてご報告いたします。まず、タマネギにつきましては、降ひょう・突風による茎葉損傷があり、回復が見込めない被害箇所の面積は123ヘクタールでありました。次に、小麦については、降ひょう・突風による倒伏で、回復が見込めない被害箇所の面積は23ヘクタールでありました。被害に遭ったタマネギに関しましては、すき込みを行い、その後緑肥や秋まき小麦を播種しております。また、6月25日には、北海道議会議員の久保秋道議とオホーツク総合振興局の畠山産業振興部長が、被害のありました上湧別地区の被害状況を視察され、私も立会し、今後の対策について協力を要請したところであります。これから天候の変動が激しい秋を迎えますので、今後とも農業関係機関と密接なる連携の下、適切な指導に万全を期してまいりたいと考えてございます。

2点目は、寄附の採納についてであります。去る6月20日に町民団体で各種舞台公演を企画招聘してきました企画委員会ビッグ・ウェーブ会長、深澤一博様ご来庁され、このたび団体を解散するに当たり、今後の公演などのため留保してきました資金を町の芸術文化振興のため活用していただきたいと100万円のご寄附の申出があり、ありがたく受納させていただきました。ここにご寄附を賜りました企画委員会ビッグ・ウェーブ様に、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

3点目は、ゆうゆう厚生クリニックの令和3年度運営状況についてであります。去る7月28日、JA北海道厚生連の園木専務、岡事業推進部長が来庁され、ゆうゆう厚生クリニックの令和3年度における運営状況についての報告がありました。令和3年度の当初計画では、総収益が6,856万3,000円、総費用といたしましては1億4,136万3,000円、収支差引き7,280万円の損失を見込んでいたところでありますが、最終決算といたしましては総収益が9,609万1,000円、総費用といたしましては1億3,180万8,000円となり、収支差引きで3,571万7,000円の損失になったとの報告を受けたところであり、前年度と比べますと損失は1,353万9,000円の減額となっております。損失が減額となった主な要因といたしましては、令和3年度におきましては新型コロナウイルスワクチン接種業務

の委託と町内事業所の健診業務の増加が大きく、特に新型コロナウイルスワクチン接種業務は2,384万4,000円の収入となったところであります。なお、来院患者数につきましては、依然として厳しい状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えやインフルエンザ感染者の減少、さらには発熱症状を訴える方については遠軽厚生病院の発熱外来を紹介するなどの措置により、令和3年度の来院患者延べ人数は7,742人で、前年度の来院患者延べ人数8,234人に比べて492人の減少となっております。ゆうゆう厚生クリニックといたしましては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響による減収要素を考慮し、費用縮小の取組を強化してまいりたいとのことであります。なお、赤字補填分の3,571万7,000円につきましては、本定例会において予算の補正を提案いたしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、4点目につきましては、庁舎等検討委員会の開催状況についてであります。積年の課題であります庁舎集約については、私が就任した際の所信表明及び今年度の町政執行方針でも申し上げたとおり、町民主体による検討委員会を立ち上げ検討していただくこととしておりましたが、去る6月13日に委員10名の方に委嘱状を交付し、委員長には緑町の岩佐雅弘さん、副委員長には上湧別屯田市街地の高橋直司さんが選任され、第1回目の庁舎等検討委員会が開催されたところであります。私からは、合併後13年が経過しようとする中、課題であります庁舎集約について、使用できる財源が確保できるうちに解決を図るため、今後の役場庁舎について検討していただきたいと委員の皆様をお願いしたところであります。その後の開催状況につきましては、7月27日に第2回の検討委員会を、8月30日には第3回の検討委員会を開催し、庁舎集約に向けた検討を進めていただいているところであり、また検討委員会に係る検討内容等につきましては、町のホームページにて随時お知らせをさせていただいているところであります。

次、5点目につきましては、国関係工事の発注状況についてであります。

1、工事名、一般国道238号湧別町川西南改良工事、工事場所、川西、請負金額2億8,985万円、請負業者、株式会社丸田組（網走市）です。規模、道路土工・地盤改良工・舗装路盤工・のり面工・カルバート工、延長2,840メートル、工期、令和5年3月24日。

2、工事名、一般国道238号湧別町西3線改良工事、工事場所、川西、請負金額2億7,918万円、請負業者、株式会社丸田組（網走市）、規模、落雪雪害防止工、延長1,800メートル、工期、令和5年3月24日。

3、工事名、一般国道238号湧別町西4線改良工事、工事場所、川西、請負金額2億218万円、請負業者、株式会社渡辺組（遠軽町）、規模、落雪雪害防止工、延長1,378メートル、工期、令和5年3月24日。

4、工事名、一般国道238号湧別町西6線改良工事、工事場所、川西、請負金額1億9,690万円、請負業者、北方建設産業株式会社（紋別市）、規模、落雪雪害防止工、延長624メートル、工期、令和5年3月24日。

5、工事名、一般国道238号湧別町西7線改良工事、工事場所、川西、請負金額1億7,050万円、請負業者、水元建設株式会社（北見市）、規模、落雪雪害防止工、延長606メートル、工期、令和5年3月24日。

6、工事名、一般国道238号湧別町西8線改良工事、工事場所、川西、請負金額1億7,050万円、請負業者、株式会社菅野組（遠軽町）、規模、落雪雪害防止工、延長369メートル、工期、令和5年3月24日。

7、工事名、一般国道238号湧別町川西舗装工事、工事場所、川西、請負金額5,720万円、請負業者、株式会社ホクエー（北見市）、規模、舗装工、延長2,840メートル、工期、令和5年3月24日。

8、工事名、一般国道238号湧別町信部内改良工事、工事場所、信部内、請負金額2億7,346万円、請負業者、大同産業開発株式会社（遠軽町）、規模、道路土工・地盤改良工・舗装工、延長2,740メートル、工期、令和5年3月15日であります。

続きまして、6点目につきましては、北海道関係工事の発注状況であります。

1、工事名、芭露川大規模特定河川工事1工区、工事場所、芭露、請負金額1億4,465万円、請負業者、鐘ヶ江建設株式会社（北見市）、規模、掘削工・護岸工、延長350メートル、工期、令和5年2月20日。

2、工事名、芭露川大規模特定河川工事2工区、工事場所、芭露、請負金額1億2,342万円、請負業者、松谷建設株式会社（北見市）、規模、橋脚躯体工1か所、工期、令和5年3月20日。

3、工事名、網走地区第2サロマ湖防水堤機能保全工事、工事場所、北見市（サロマ湖漁港）、請負金額2億3,760万円、請負業者、株式会社西村組・株式会社藤共工業・安田建設株式会社経常建設共同企業体、規模、アイスブーム調査・整備4スパン、アイスブーム新規製作1スパン、上部補修・改良1基、工期、令和4年11月20日。

4、工事名、湧別漁港漁港機能増進工事、工事場所、港町、請負金額1,914万円、請負業者、株式会社アクアソーケン（札幌市）、規模、第2北防波堤・マイナス2.5メートル物揚げ場・船揚げ場・用地護岸調査一式、工期、令和5年3月20日。

5、工事名、海岸保全施設整備事業東地区61工区、工事場所、東、請負金額1億5,015万円、請負業者、株式会社菅野組・美田建設工業株式会社経常建設共同企業体、規模、海岸ブロック製作171個、工期、令和4年11月30日であります。

7点目につきましては、町関係工事の発注状況であります。13ページから15

ページまで11件の工事の発注状況でありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号につきましては、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号 健全化判断比率について。

報告第2号 資金不足比率について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第7、承認第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第8、認定第1号及び日程第9、認定第2号につきましては、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 認定第1号 令和3年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和3年度湧別町水道事業会計決算認定について。

○議長 提案者の説明を求めます。  
会計管理者。

(会計管理者提案理由説明)

○議長 水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 お諮りいたします。

本案については、議長、監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託して、次期定例会までを期限とし、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案については議長、監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託して次期定例会までを期限とし、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 宣告(10:46)

再開 宣告(11:04)

○議長 休憩前に引き続き会議を続けます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の氏名の報告を求めます。

4番、村川君。

○4番 決算審査特別委員会において互選の結果、決算審査特別委員会委員長に村川委員、副委員長に高田委員が互選されましたので、ご報告をいたします。

○議長 ただいま委員長の報告のとおり、決算審査特別委員会委員長に村川議員、副委員長に高田議員と決定いたしました。よろしくお願いたします。

日程第10、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。

2番、高田君。

○2番 私は、次の項目につきまして一般質問をいたします。

地方創生臨時交付金の活用について。政府は物価高対策などに充てる地方創生臨時交付金を1兆円から増額することを表明されました。このことにつきましては、政府の9月9日、物価・賃金・生活総合対策本部会議にて6,000億円規模の枠が新たに設けられました。

交付金は、低所得者への給付金上乘せや給食費の負担軽減、農林漁業者などの支援に回されます。または、地方の実情に応じて効果的に活用できる仕組みとして、増額幅や見直しの具体策を今後検討されるとなっております。既に道内の自治体もそれぞれ独自の支援策を幅広く講じております。

物価高は、低所得者以外の層にも影響を及ぼすこととなりますので、幅広い層を支援する対策として一般家庭の水道料金の減免措置を実施している自治体が数多く見受けられます。あるいは、子育て支援では食材価格高騰に伴う給食費の値上げを防ぐため、多くの自治体が値上げ相当分の給食費の助成を行っております。さらに、事業者向けには道の支援金に上乘せをする形で給付金を他業種に支給されているようであります。

そこで、この異例の物価高や原材料高騰を受けての対処として、本町でも独自の支援に力を入れるべきではないかと考えますが、ご所見を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 高田議員の地方創生臨時交付金の活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染拡大の防止及び影響を受けている町経済や住民生活を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じ、きめ細やかに必要な事業が実施できるよう創設されたものであります。

本町においては、令和3年度までに8億2,118万8,000円の配分を受け、感染拡大の終息が見通せない中、実施計画に沿って感染対策、感染拡大防止対策、住民生活の支援、休校に伴う学習支援及び事業者への支援などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰は長引き、住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。

このため、政府は令和4年度に入り、この交付金の新たな配分枠としてコロ

ナ禍における原油価格、物価高騰対応分を創設し、本町に対しましては6,242万6,000円が交付される予定であります。

さらに、岸田首相は今年9日に開催した物価・賃金・生活総合対策本部において、令和4年度の予備費を活用し、住民税非課税世帯へ5万円の給付金を給付するほか、地方創生臨時交付金を6,000億円増額することを表明し、加えて10月に策定する総合経済対策を基に補正予算を編成し、臨時国会に提出する方針であり、引き続き物価高騰対策を講じる考えであります。

議員から異例の物価高や原材料高騰を受けての対処として、本町でも独自の支援に力を入れるべきではないかのご質問ですが、この交付金を財源として令和4年度当初予算では食材等の高騰による学校給食賄い材料費の改定分を給食費には転嫁せず、据置き、各ご家庭の経済的負担の軽減を図っており、今後も同様にこの交付金を活用し、対応する考えであります。

また、第2回定例会では、プレミアム商品券発行事業に係る費用を追加計上いたしました。今月末を期限として現在販売中であり、町内の消費喚起及び物価高騰対策を講じているところであります。

さらに、今定例会では幅広く支援を行うため、一般家庭及び事業用の水道料金の基本料金4か月分の減免を実施するほか、高齢者世帯等生活支援商品券交付事業、自動車運送事業者支援給付金事業に係る事業費を補正予算に計上しており、住民生活及び経済活動に対して独自の支援策を講じてまいりたいと考えてございます。

今後においても、社会経済情勢を見極め、関係機関、関係団体とともにご相談させていただきながら、この交付金を最大限に活用し、生活支援及び経済支援として真に必要な支援策を講じ、町民生活の不安解消に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、高田議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 2番、高田君。

○2番 それでは、再質問ということで質問させていただきます。

まず、9月9日付の北海道新聞にて水道料金の減免策を表明されておりました。町民の支援策として評価をいたします。歓迎いたします。

そこで、電気、ガス代や食料品の値上げで特に影響が大きい住民税非課税世帯を対象として、国が今後プッシュ型で5万円を寄附するとの物価高対策を決定されました。これと、後ほど補正予算で出ると思うのですけれども、本町の高齢者世帯生活支援商品券交付事業との整合性はどのような形になるかお聞きをしたいと思っております。非常にこれはいい事業なのですけれども、国がそういうような施策を出してくるようでございますので、それとの絡みをどういうふうに捉えるかということで質問させていただきます。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員の再質問でございます。

今回提案させていただいております高齢者世帯等生活支援商品券の交付事業2万円、非課税世帯1世帯に2万円ということでございます。これについては、例年実施させていただいております燃料高騰等に関わる、過去に行っておりました灯油購入券の助成事業の部分として、今年については燃料だけではなく物価も高騰しているというようなことで2万円の支援をさせていただきたいということで、本町としては考えてございます。

それを計画している最中に、最中といいますか、提案後でございますけれども、国のほうではまた、昨年度も行っていましたプッシュ型の非課税世帯に対する5万円の交付というような部分がありますけれども、本町の部分と国の部分というのはまた別物として本町としては考えてございますので、国としてはその部分で実施するというのがありますので、その交付対象と内容等も見極めながら、それに該当しないような、漏れているような世帯等も含めながら検討しなければならないのかなというふうには考えてございますけれども、ただ同じようになるかどうかというのはこれからの検討事業でありますし、非課税が課税世帯にどうなるのだという部分になりますと、なかなか財源的なものもございまして、その辺については国の動向を見極めるとともに、本町の財源となるべく交付金、または一般財源も考えながら検討していかなければならないというふうに考えていますので、今後においてもまた相談をさせていただきながら決めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 2番、高田君。

○2 番 もう一点、再質問させていただきます。

電気料金なのですけれども、非常に値上げが高騰しておりますして、中小零細企業にとって大変な痛手を負っております。しかも、長時間営業せざるを得ない飲食店あるいは物品販売業などは、多大な電気料金の負担がかかっております。できたならば、町として何らかの一定の助成をしていただければ、非常に助かるというか、一息入るような、そんなようなこともありますので、先ほど町長、今後の国から来る創生金によって、何らかまたいろいろと検討するということも表明されておりましたので、電気料金に対する助成、補助ということもひとつ考えていただきたいと思うのでございますけれども、いかがでございましょうか。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員のご質問ですけれども、今回全体的な原油高に絡む物価高という部分については、食料品含めいろいろな部門について高騰していると

というようなことでもあります。電気料金においても、北海道電力においても上限値を外して、まだまだ上がるような方向にも進んでいるというようなことも聞いてございます。そういうのも含めて、今回水道料金とはしてはいますけれども、全体的な物価が上がっているというようなことも含めて、制限なく町内の水道を使っている方々は当然電気も使われているというふうに考えてございますので、それらも総合的に考えて、今回水道料金にさせていただいているというような状況でございます。

当然このままで収まればいいのかと思えますけれども、まだまだ状況が変わっていくのだろうというふうに考えてございますので、そこらも踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 長 2番、高田君の質問が終わりました。

次に、9番、檜山君。

○9番 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

子育て対策及び流入人口対策に係る保育料の無償化についてであります。湧別町は、平成21年に合併し、人口1万人を数えていましたが、合併から13年を迎え8,200人となり、今後さらに人口減少が見込まれています。このような状況下ではありますが、湧別町の発展を目指していかなければなりません。町長の選挙公約であり、町政執行方針でも示されている町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現とは、産業がしっかりした福祉、医療、教育など充実し、安心して暮らせる魅力ある町と理解をしています。

令和4年度から始まった第3期湧別町総合計画においても、将来人口の減少は地域産業及び地域産業を支える労働力不足や、何よりも町民生活にも大きな影響を及ぼすと懸念されているものです。総合計画では、産業や福祉などの充実とともに、湧別町の魅力を発信する中でUターン、Iターン、これらや新規就業者など町外からの移住を求めています。移住にあっては、就業や生活の豊かさを求めるのは無論ですが、子育てしやすい町、子育て環境の充実が大きなポイントになると考えます。子育ての充実を図るとともに、流入人口の増加を図るべく、次のことを提案するものであります。

現在中学校卒業までの、いわゆる義務教育終了までの公的料金では、幼児の保育料で3歳未満児は保育料が有料であります。また、義務教育終了までの給食についても給食費が必要です。湧別町は、充実した子育ての町として義務教育終了までの幼児や児童生徒に係る基本公的料金の無償化を目指すことを提案するものです。このことが湧別町の魅力を一段とアップさせ、子供を産み育てられる町として町内で就業する若い方々への支援となることや町外の移住者への大きな魅力になると考えます。

そこで、まず保育料の無償化に取り組んではと考えます。一時保育のように、保護者の都合により利用するサービスは有料としながらも、基本保育料を無償とすることを第一弾として進めてはと考えます。保育料の無償化に取り組む考えがないか、町長のお考えを伺います。

○議 長 町長。

○町 長 檜山議員の子育て対策及び流入人口対策に係る保育料の無償化についてのご質問にお答えさせていただきます。

本町の子育て支援は、幼稚園、保育所の再編により、本年4月より2施設を認定こども園に移行し、町内の子供たちが親の就労形態にかかわらず、同じ施設で教育、保育を受けられる環境を整え、芭露保育所と合わせた3施設で幼児教育、保育の充実に取り組んでおります。

また、優れた教育環境を確保するため、本町の教育は発達段階に応じた9年間のきめ細やかなカリキュラムによる小中一貫教育の推進を基本とし、湧別地区は令和5年4月の開校に向け、上湧別地区は令和6年4月の開校を目指し、義務教育学校の整備を進めております。これらの教育、保育の充実を進めることが流入人口増加につながるものと考えているところであります。

本町の保育料は、令和元年10月施行の国の保育料無償化の施策により、3歳から5歳児の保育料を無償化しております。また、零歳から2歳児の保育料につきましては、家庭の事情により保育所、認定こども園の利用が必要なご家庭にその施設の利用に係る費用の一部をご負担いただくものであり、ご利用いただいている家庭の町民税課税状況に応じて算定された保育料を多子世帯等の状況により軽減して負担いただいております。町民税非課税世帯については、保育料を無償化、同時入所2人目は保育料を50%軽減、同時入所3人目以降は保育料を100%軽減などの軽減措置を行っております。さらに、3歳から5歳児の給食費は、国の基準により保護者が負担すべきものとされておりますが、本町においては子育て世帯の支援のため、3歳から5歳児の給食費を無償としているところであります。このようにして子育て支援の充実を進めることから、今後とも現行の保育料をご負担いただくよう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、檜山議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 大変残念な答えでありました。

町内での就業や町外からの移住の歓迎の旗を上げて、積極的な対策を講じなければ、他町村との比較で湧別町の積極性が感じられないと考えますし、計画は口先だけのものになってしまうのかなと思っています。一つ一つ対策を実行し、計画の実現を図ることが人を引きつけるのかなと考えます。

現状を見ますと、保育料を必要とする3歳以下の保育園児は約20人程度で、予算額は500万円弱かと思います。子育て中の保護者からは、なぜ3歳以下の園児だけが有料としなければならないのかというような話も聞かれています。3歳以下の保育園児の保育料無償化を町内の子育て支援対策とすると同時に、移住者などへのアピールポイントとして大きな効果が期待されることから、町長の政策として実行するには、財政的な問題なのか、何が問題なのかお聞きをいたします。

○議長 町長。

○町長 檜山議員の3歳未満児の保育料の減免というか、無償化という部分のご質問でございます。

先ほども答弁させていただいておりますけれども、3歳未満児につきましては、あくまでも保育でございます。この部分については、3歳未満児を保育にかけて、就労する方の部分で保育にかけているという部分でございます。現在町内63名の方が未満児として保育所に入所してございます。総額においては、町立施設と民間施設を合わせて約1,000万円の収入を得ているというところでございます。現在未満児を保育する部分においては、保育士の数においては未満児だけで11人の保育士が必要として今従事している状況でございます。

基本的には、未満児の預かりについては、対象者全員が預かるという部分でございませぬし、先ほど檜山議員が言ったとおり、一時保育のように保護者の都合による部分が多い部分がありますので、全額をいただいているわけではなくて、経費に係る一部について、その収入に応じた負担をお願いしているところでございます。そういうような中で、本町といたしましては基本的には認定こども園、3歳以上については全て今無償にさせていただいておりますけれども、未満児の部分についてはそれに係る経費も含めまして、一部負担を願いたいというのが今までの施策と同じような考え方でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

(「見解の相違ですので、終わります」の声あり)

○議長 以上をもって一般質問を終わります。

日程第11、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 財産の処分について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全 員 ( な し )

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 ( な し )

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 ( 異 議 な し )

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定することにいたします。

日程第12、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和4年度湧別町一般会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 1 : 5 7 )

再 開 宣 告 ( 1 3 : 0 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号についての提案理由の説明を続けます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 歳入のほうで4ページなのですが、15款ですね、一番下なのですが、個人番号カード交付事業費補助金の中でカードを作成する方が増えたということで、今年自治会とか事業所にカードを作ってもらいたいようなあっせんがあったと思うのですが、その辺でどのぐらいのカードを作られた方が増えたのかお伺いします。

あともう一点、24ページ、9款の感染症対策に要する経費、感染症でアルコール等配付するということで、50世帯分で79万3,000円となっているのですが、今の現状、感染された方というのは町でも把握できない状況ですよね。50世帯分となっているのですが、感染された方はどのように把握して配付されるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 山本議員さんの1つ目のご質問にお答えしたいと思います。

今回マイナンバーカードの交付の枚数が増えているということで、どれぐらいの数かというご質問だったと思います。最新の交付枚数なのですけれども、9月4日現在の交付枚数が集計されておりまして、湧別町は2,719枚交付の実績があり、人口に対する交付率は32.7%となっております。報道等で全道で170位という順位も出ていたのですけれども、順位も161位に上がっています。8月、1か月で570件の申請が出てきております。

以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 山本議員からご質問のありましたアルコール消毒液等、感染に係る部分での対象者の把握方法ですか、これはどうやって把握をしているのかというお話でございます。

これまでの議会でも何度か説明していますとおり、コロナの直接的な窓口というのは北海道、ここでいえば紋別保健所になります。それで、私どもが知る方法といたしましては、日々保健所からメールで人数のみ報告がございます。なので、私どもはそれ以上把握できませんので、感染者が感染をしたときに、紋別保健所からあなたは陽性ですよというお知らせをいたします。そのときに湧別町ではこういった事業をやっていますが、いかがでしょうかというふうにお尋ねをいただいて、そのお知らせを受けたご本人から今度私どものほうに電話かメールでこの事業を使いたいという返事が来るような、そんな流れになっております。

○議 長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

普及促進に関する取組、私どものほうで担当しておりまして、今年の7月から重点期間ということで、まず参議院選挙の期日前投票所の啓発活動をやったこと、あるいは参議院選挙当日、13投票所、コミュニティセンターでございませけれども、そちらでも啓発活動を行っております。また、町内企業を訪問いたしまして、啓発活動を行いまして、取得の向上に向けてお願いをしたところでもあります。また、自治会、それから事業所を対象にいたしまして、出張の受付申請を行っております。9月12日時点では21団体356人の方の受付を行っております。本日以降になりますけれども、5団体92人の受付を予定しております。合計で26団体446人の方に受付をするというような格好になっております。また、コロナのワクチン接種会場でも受付を行っておりまして、8月17日から9月29日まで21人の方に受付をさせていただいております。この後、産業まつりでもPR会場、特設会場を設けまして、受付をする予定となっております。

以上でございます。

○議 長 10番、山本君。

○10番 先ほど根子課長のほうから全道で170位が161番、前に新聞にも載っていたのですけれども、オホーツク総合振興局管内ではワーストワンでしたよね。それは、今斉藤課長のほうから説明していただいた段階で人数が増えていけば、ワーストワンからは脱皮できるのですか。

それと、感染症のアルコールの件なのですけれども、感染された方が保健所との連絡で自分から総務課なりに連絡してほしいということなのですけれども、前に担当の福祉課さんにも話したのですけれども、高齢者で独り暮らしの方は、そう言われてもなかなか連絡つかなかったら、それはそれでもらえなかったら公平さがないというか、そうになってしまうのです。情報が来ないので、分からないですね、町側は。Aさんという人がもし感染になっていたら、そのAさんという人が分からないので、あくまでもAさんが自分で申請をしなければいけないということの解釈になるのですね。

支援物資も、感染された方から聞いたら、支援物資もなったすぐではなくて、結構1週間前後ぐらいかかってしまって、ある程度落ち着いた段階でしか物資が届かないということで、この制度的にアルコールとか配付されるのはいいなと思うのですけれども、ただ自分で申請してもらおうというのはいかがかなと思うのですけれども、情報が入らないからどうしようもならないことなのでしょうね。

すみません。もう一度お願いします。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 山本議員さんの1つ目の質問にお答えしたいと思います。

管内18市町村あるうちの18位だったのですけれども、今回9月4日の最新の情報を見ますと13位。ですから、5市町村抜いたということになります。

以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの山本議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、直接的な窓口はあくまでも保健所ですので、保健所からお伝えをして、それを受けた感染者の方がこちらのほうに連絡するというのが流れになっておりますけれども、それで周知の方法ですか、保健所のほうにいま一度こちらから丁寧に説明をしていただくようにして対応していきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

○議 長 質疑を続けます。

3番、加藤君。

○3番 26ページの文化センターに要する経費の業務委託料170万円の計

上なのですが、大方最初のイメージはこれをつかめるのですが、これは森林環境譲与税170万円から財源を振り替えたというふうにお聞きしているのですが、この改修の時点で現在出張所のスペースが非常に狭くて、そこに住民票を取得する方が立って書いて、職員が座っているような姿勢なのですが、あそこをもう少し広くするというのは構造的に難しいと思うのですが、このロビーを改修する時点で出張所の周辺に座って書いてもらうような、そういうスペースを取ることがこの設計でできるのかどうか、そこら辺をまず1点お聞きしたいのと、令和5年度に工事になるわけですが、どのぐらいの規模の工事費を予定しているのか。その場合、財源が地方創生臨時交付金なるものがあるのだったら、それを充当しようとして考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、もう一点、歳入のところで私聞き漏らしたかもしれないのですが、4ページの地方創生交付金ですね、6,442万6,000円を計上しているのですが、これで最終的な確定金額というふうに考えてよろしいですか。

その2点、お聞きしたいと思います。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

文化センターTOMの改修工事の部分でございます。まず、ロビー改修に当たって、現在の中湧別出張所へ来られるお客さんの書くスペースですとかそういった部分、座ってできるようにできるのかということです。今回改修しようとしているのは、まずロビーということでして、議員おっしゃられるとおりに出張所の中の改修ということまでは想定はしてございません。ロビーの中の改修ということでございます。イメージ案を見ていただきますとお分かりのとおり、その改修のイメージの大きなポイントとしては、テーブル、椅子、パーティションというようなことを大きなポイントとして考えておりますので、その設計をしていく中で、もし来庁者、出張所に来られる方がずっと立っていなくてはいけないというような状況をうまく座ってできるように設計できるものであれば、その考えを大いに検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、事業規模ということでしたが、事業規模につきましては設計業務の中で材質ですとか、こういったものをどれぐらいの数量をとということで積み上げて計算していくというふうになってくると思いますので、詳細につきましては設計業務の中で額が固まってくるというふうに承知をしております。

続きまして、財源についてですけれども、今回設計業務の委託料につきましては財源については森林環境譲与税ということで充当いたします。実際の改修工事に当たりましては、財源につきましては同様に森林環境譲与税を財源として充当させていただく予定としております。

以上でございます。

○議 長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係であります。先ほど企画財政課長の説明でもありましたように、本年の交付額1億3,782万6,000円ということで、本省繰越額が7,540万円、それから物価高騰額として6,242万6,000円の交付でありました。

それで、6月補正までで7,340万円の充当でございまして、本定例会で6,442万6,000円全てを全額計上ということになっております。

よろしく願いいたします。

○議 長 3番、加藤君。

○3番 ただいま社会教育課長から前向きなご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

出張所、TOMの申請、指定管理者と、それから出張所あるので、余計何か狭く感じるのです。それで、指定管理者のTOMの申請もやはり立って書くような、そんなスタイルなのです。それで、あそこに行く高齢者の方で、書くと非常に緊張すると、手が震えるのですよねというお客さんがいるのです、住民の方が。ですから、緊張がしない、リラックスした状態で申請ができるようなスペースがあれば住民から喜ばれるなどというふうに思っておりますので、これに向けてよろしくご検討願えたらと思っております。

以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、町民の皆様が立って、緊張をできるだけしないように考えていきたいと思っておりますし、出張所につきましてはまた所管が総務課ということもありますので、この改築設計をしていく中では私どもと総務課のほうとでも出張所業務の中身を十分検討させていただきまして、設計業務を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの出張所の件ですけれども、今社会教育課長のほうからいろいろ前向きに検討させていただくお話をいただきました。

それで、出張所は私のほうになりますので、今現在出張所の窓口というのは、先ほど立って書くというお話をしておりましたけれども、カウンターが実は高いのです。それで、そのカウンターを、例えば上湧別の窓口も湧別の窓口も実際には低い、これぐらいの低さで、ちゃんと椅子に座って書けるような状態のカウンターになっておりますので、中湧別出張所のほうもそういった形に変える方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

また、今出張所内の椅子も実はご指摘がありまして、以前は待っているときにパイプ椅子を置いていたのですけれども、それは先日ご指摘をいただいたので、ちょっとしたソファールに変えて対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 2点ほどお伺いをいたします。

1点目につきましては、予算書18ページ、水道会計の繰出金2,880万円に関連してお聞きをいたします。これは、説明等でコロナ対策及び原油、電気、ガス等を含む物価高騰を受けて、生活者や事業者の負担軽減を行うための水道料軽減だということであります。生活者支援あるいは事業者の支援については理解をしているところです。

ただ、全世帯が水道利用者なのでしょうか。地下水を利用している方がいらっしやらないのかなというようなことを心配するわけですが、地下水利用者がいないのか。また、地下水を利用している方がおられるということであるならば、何世帯ぐらいが地下水を利用しているのかお聞きをいたします。

それから、2点目の予算書26ページ、文化センターTOMのロビー改修工事の設計業務委託料170万円についてであります。これについては文化センターTOM、現在庁舎等検討委員会が開催され、検討が進められているというふうに思います。その検討の内容の中に文化センターTOMが入っております。今回のロビー改修設計業務は庁舎検討の妨げにならないのか。あるいは、仮に庁舎に使用するというふうになった場合は、無駄な経費にならないのかお聞きをいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 檜山議員のご質問にお答えしたいと思います。

水道事業会計の繰出金のところで、地下水の利用についてという数字の把握についてのご質問かと思えます。水道の事業につきましては、上水道、それから簡易水道、沼の上簡易水道とございますが、これらは町が関与している水道ですが、それ以来の水道としては五鹿山の雑用水ということで、これはその地区でやっている水道がございます。その方々につきましては、人口でいきますと46人の方になるかと思うのですが、これらの方が町の水道については活用していないということは把握してございます。

それから、一般の水道事業の中で水道の普及率といいますか、利用率でございまして、ほぼ87%ぐらいの利用率でございまして。ただ、自家水を利用している人が何人いるかという数字につきましては、うちの水道のほうで把握はできかねておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 檜山議員の2点目のご質問にお答えしたいと思います。

文化センターTOMの改修に当たって、庁舎等検討委員会での検討の妨げにならないのかというご質問だと思います。今回の部分につきましては、TOMのあくまでもロビーということで、大ホールですとか視聴覚室といった住民の方が直接部屋として使うような場所を改修するわけではなく、あくまでも共用スペースであるロビーの利用価値を高めるという目的でございます。ですので、大きくTOMの建物の構造自体を変えるという中身ではございません。さらに、様々な今後のイベントにも対応するために、例えば動かすことができる可動式、固定式ではなくて可動可能なものにするなど、設計段階で十分に将来的にも対応できるような改修の中身というのにしていきたいというふうに考えておりますので、決して無駄にはならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 まず、1点目のコロナ対策といいますが、高騰対策、これらのところの関係で水道の関係を聞いているわけですが、地下水を利用されている世帯、先ほど聞くと雑用水の関係の話が出てきましたが、そのほかに水道の利用率が87%ということで、資料の段階などを見ると3,800世帯ぐらいが水道利用なのかなというように気しているのですが、そうすると地下水を利用されたり雑用水を利用されている方というのは、水道料減免の高騰対策の恩恵を受けることができないことになるのではないのかなというふうに思っているのですが、恩恵を受けられない世帯への対応はどのように考えているのかお聞きをいたします。

それから、2点目の文化センターTOMロビーの改修の関係ですが、庁舎等検討委員会がどのような結論を出し、その後議会での議決とか、こういうことになろうかと思いますが、仮に文化センターTOMとなった場合は、その使い方によりロビーなども使われるような形にも、どのように使われるか分かりませんが、そういうようなことも考えられてくるのかなというように気がするのですが、この予算どうなのでしょう。庁舎の検討委員会の結論などを得たりしてからの予算化とすべきでないのかなというふうに思うのですが、お伺いをいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 檜山議員のご質問にお答えします。

すみません。1回目の数字が統一性がなかったものですから、大変恐縮ですが、訂正させていただきたいと思います。人口のほうと世帯のほうがありまして、混乱しておりまして、申し訳ございません。

人口のほうで申し上げますと、全体では89%程度のカバー率となっておりでございます。それで、先ほど五鹿山のやつは世帯で申し上げましたので、人口でいくと46人ということになってございます。

それから、自家水で対応している方の人数については、特定はできてございませんが、当然井戸ですから、初期費用がかかっていると思うのですが、メンテナンスの費用ですとか、五鹿山の雑用水もそうだと思うのですが、通常かかる経費については水道事業でかかっているような経費とは違っていて、比較的安い料金で維持をされているのではないかなという想定はできます。

以上でございます。

○議 長 副町長。

○副 町 長 檜山議員の水道料金の恩恵を受けられない方についての支援策はどうかということについてお答えしたいと思います。確かに今回の水道減免による支援というのは、基本料金ということに限定してということと、町の町水道を利用されている世帯ということになります。その他の方々に恩恵を受けられないというのは、確かにその点ではあるかとは思いますが、先ほど一般質問の折にもありましたが、電気料金等も高騰するという状況でありますけれども、そちらについては今全国的な、全道的なものでございますので、国や道が懸命に支援措置を講じるということによってやっていただいておりますし、町としてもそういう大きな問題でありますので、国、道に何とか住民の負担が軽減されるようお願いしたいということで常々要望を行っているところでございますので、町としましては光熱水費のうち町が所管しております水道料金の基本料金で何とか支援をしたい。その部分では可能であるということで判断したところでありまして、そのほかのものについては一般質問のときにも答弁ありましたとおり、今後の動向ですね、これ以上ますます高騰していくのか、落ち着いていくのか、その状況は分からない部分が多々ございますので、それを見極めた中で、また臨時交付金も創設されておりますので、その中で検討していくということになるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 文化センターの改修に係る委託料の関係であります。

まさに現在庁舎等検討委員会の中で議論されているということは承知を私もいたしております。その中で、このTOMもその候補にも上がっているということも承知をいたしております。

今回のロビーの改修については、改修といっても、先ほど課長が申し上げたように、何か大きく、構造物が大きく変わるというようなことではなくて、道産材の木を利用した移動式のベンチであるとか、あずまやであるとかということを設置していきたいというものであります。

この話については、かねてから湧別高校と町長との意見交換会の中で、子供たちが学校帰りの居場所づくりとして何かないだろうかということが実は提案されたというのが話の始まりであります。既にそのときにも文化センターのロビーの机を利用しまして、そこでコミュニケーションを取ったり、あるいは宿題を友達と共にやったりということで、非常に暗いような状況でやっていたというのも私どもも見ております。

そこで、ご承知かと思いますが、北海道庁のロビーをイメージしていただければ分かるかと思うのですが、道民があそこでお茶を飲んだりコーヒーを飲んだり、そういうくつろげる場として非常に愛されている施設だということを私ども現場を見まして、何とかその内容を、それをイメージしたものを高校生あるいは町民の方に提供できる場として、その空間づくりをできないかということで検討をしたところであります。

議員が申されるとおり、庁舎等検討委員会の中でもしそこが候補地となった場合に無駄にならないのかということが懸念としてはあるのかもしれませんが、私どもとしては先ほど申し上げたように非常に移動の可能なものでありますので、無駄になるのではなくて、仮にそこがそうなれば、そこに合った施設の造り方もできるというふうに判断をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、檜山君。

○9番 まず、1点目の水道の関係で伺いますが、聞きますと地下水であり、井戸などメンテナンス、それらの料金等がかからないというようなことの答えであったり、基本料金を減額するもので、電気などは国の対策、道の対策を今後待つのだというようなことでありますが、今回のこの構成の内容を見ますると、物価高などの対策を水道料の減免に置き換えて実施しているというふうに私は取っているわけですが、水道料の支払いがない方は物価高の対策を何も受けられていないのではないかというような気がするのです。町政の執行にあっては、公平性が重要というふうに考えるわけなのですが、水道料の減免を受けられない世帯では、コロナ対策や物価対策の何も受けることができない片手落ちになってしまうのかなというような気がするのですが、これらをこのままでいいのかというような気がするのですが、何らかの支援策ができないものなのかお伺いをいたします。

それから、2点目のTOMの庁舎の関係ですが、可動式で高校生などの集まりの提供の場にもするのだというようなことでありますが、これらについても庁舎の検討委員会の検討をお願いしておく一方で、検討対象施設を改修する計画というのは進め方がちょっと違うのではないのかなという気がするのです。この予算を当面凍結すべきでないのかなという気がするのですが、いかがでし

ようか。

○議 長 町長。

○町 長 檜山議員のご質問にお答えさせていただきます。

水道事業の繰出金の関係は、檜山議員言われるとおり、地下水を活用されている方はいらっしゃるのかというふうに考えてございます。総体的に、先ほど89%と言っていますけれども、施設入所者とか公共の部分に入っている方等もおりますし、そこら辺の部分について調査が足りなかった部分もあるのかというふうに考えているところであります。

基本的には、先ほど地下水の方には恩恵が受けられていないというようなこととございますけれども、そのほかにも高齢者世帯に対する支援の方法も考えておりますし、いろいろなものを使った中で支援をしていくというふうに考えているところでありますし、今回水道料についてもこういう世帯については基本料金自体が安いものですから、支援額的にはそれほど大きな額にはならないというような部分もありまして、総体、トータル的にやっぱり支援していくという部分もありますけれども、この地下水の方についても地下水と上水両方使っている方もいらっしゃるし、そこら辺の調査も足りないという部分であれば、そこら辺を検討させていただいて、どのぐらいの地下水だけの方いらっしゃるのかという部分についても把握しながら、今後まだまだ対策をしていかないとならない部分もありますので、そこら辺については次期議会までに支援の内容を検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、文化センターの改修に要する設計業務でございます。この部分については、先ほど教育長言ったとおり、湧別高校生との協議の中で数年前から居場所づくりはしてほしいという部分で、自分たちが勉強する場、お話をする場とか、友達と交流する場というような部分の居場所がなかなかないのだというような話があったことを受けて、北海道庁等々の中にもあるように、今コロナの中でいくと4人がけのテーブルで話しするなり勉強するのが最低限いいのかなという部分もあって、そういうことを検討してきたところであります。

その中で、今国から給付受けています森林環境税の活用についても、森林管理署ですね、国のほうと北海道の管理局のほうからも、この活用が進まないと、今後来る森林環境税自体の在り方が変わってくるというような部分もありまして、これを活用した中で町として何か考えていただきたいという部分が出てきておりましたので、今回これを設計させていただいて、来年度環境税を使って整備をしていきたいというのが今回提案させていただいた部分でございます。

確かに庁舎等検討委員会の中で文化センターTOMは検討の中に入っておりますけれども、これはあくまでもロビーを活用した部分でありまして、ロビーの中に事務室を造るとというのが今の中では検討されていないのかなと思っております。

し、また固定ではないので、移設することも可能でございますので、ロビーとして活用できるように整備することは可能でございますので、そこら辺については今高校生から求められている居場所づくりを優先させていただきたいということで今回整備をさせていただきたいと考えております。庁舎の方向性については、今検討委員会で進めておりますので、その方向が出た段階ではまた新たな考え方が出てくるのかなというふうに考えておりますので、高校生活3年間しかおりませんので、なるべく早くその整備をしてあげて、高校生が生き生きと勉強できる、生活していけるような場を提供していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、村川君。

○4番 関連の質問になるのですが、文化センターのホールの関係、それから水道料の基本料金の免除、今教育長、それから町長から最終的な考え方出たので、具体的なことはある程度分かってきたのです。

文化センターについて、先ほど檜山議員が言われるように、本当に森林譲与税を使わなければどうだということが出てくると、それはまた一つの考え方あるのかなと。ただ、本当に今やらなければならない緊急性があったのかというところだと思うのです。検討委員会がやっている最中なので。

当然、僕もこれ相当、何年か前に高校生の意見で、高校生が自由にできる一般質問させてもらって、そのときは方向性としては、当時漫画美術館なんか空いているので、そういう活用も考えていきたいという前町長の答弁もありましたし、前町長の所信表明の中にもそういう居場所を造っていくというような考え方を示されたので、大したいい方向だなというふうに感じておりました。

ただ、ロビーというのは一般の人が出入りするところですよね。その中で高校生がもう少し社会勉強したいよと、いろんなことをやるために、いろんな人たちが来るロビーで本当にいいのかと。やっぱりもう少しきちっとした場所が必要でないのかなという考え方を僕はずっと持っていて、ただそういう方向に進んだということについては、本当にいいことだというふうに思います。いわゆる具体的な内容、本当にロビーでいいのかというようなことも、高校生との懇談を踏まえた中での意見なのか、その辺を踏まえて、まず緊急性の問題と、高校生が本当にそれでいいとしたのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それと、水道の関係なのですけれども、自家水って水道のないときに始まっているのですよね。やっぱり当然使ったものを急に水道できたから、はいというわけにはなかなか、当時費用かけてポンプ打って使ったのだから、変えられなかったと思うのです。今確かに水道を活用することによって、水道の収益だとか、そういうものに随分関係はしてきているのだけれども、何か別な方法で、

前の商品券の問題もそうなのですけれども、5,000円なかったら7,000円の受けられない。いまだにそういう人たちがいっぱいいます。5,000円の商品券買うには5,000円のお金が要るのです。そういうことも踏まえて、いろいろ今度検討しますというのが副町長の答弁だったのですけれども、今回の水道の問題も、やはり町側としては住民は公平に扱うというのが基本理念で行政運営やっていると思うのです。だから、もう少しここへ来るまでに、そういう細かい調査をするとか、どの程度自家水使っている人がいるのか、どういう状況なのかというのをもう少し調査できなかつたのかというふうに考えていますので、その辺についてどのような基本的な考え方を持ってやったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議 長 町長。

○町 長 まず、水道のほうなのですけれども、基本的にはもうほとんどの方が水道事業に加入されているということで、この事業についてはスタートさせていただいた部分でありますけれども、一部やっぱり地下水の方がいらっしゃるという部分、というか両方使っている方もいらっしゃるのです。その方については基本料金ですから、つないでいけば基本料金かかっておりますので、その部分については恩恵が受けられると。完全に地下水しかないという方については、それほどの件数はないというのが我々の認識の中で進めてきている事業でございますので、先ほど言われる地下水の方がいらっしゃるということであれば、そういう調査をした中で違う恩恵を、違う部分で支援していく必要が出てくるのであれば、その辺は再度検討をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、文化センターTOMの居場所づくり、この部分については議員言われるとおりロビーがいいのかと。確かにいろいろ用途によって変わってくると思います。一般的に普通に来て使えるのがロビーなのだというふうに考えてございますし、大人数で何かいろいろやりたいのであれば、それは部屋を借りて活用してもらえばいいですし、今高校と話している部分については、中湧別の市街地の空き施設を活用した中でいろいろな物販だとか、何かいろんな活動したいというような要望もありますので、いろいろな形は取っていかないとならないと思うのですけれども、通常高校生ですとか中学生、または一般の方が文化センターTOMに来た中でちょっとした時間を友達だとか知人だとかと過ごしていただくにはちょうどいいのかなというふうに考えてございますし、庁舎の検討は当然されていますし、実際庁舎が決まった後に建設されるにしても数年かかる問題でありますから、今要望している高校生等々がいる間に何とか居場所づくりをしていきたいというのと、ちょうどそれに合った財源も今できてきておりますので、今の中で整備をしながらその場所を活用していただければ

なということで今回提案させていただいて、来年早々には整備をしていきたいというのが町側の考えでございますので、その辺ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 今出たこの議案については、これはもう今緊急にやらなければならない状況の中ですので、本当にこれはやむを得ないというふうに思います。

今後、やっぱりもう少し踏み込んで、その実態というものを把握して、こういう予算づくり、対策を考えていただければなというふうに思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、今の補助金と関係ないのですけれども、先日、私水道水のこと一般質問させていただきました、森林管理署の関係の。僕もその後調べてみました。そうすると、西部森林管理署、遠軽町は2年前に説明を受けているということなのです。そして、どっちの方向といたら、やっぱり丸瀬布方向ということらしいのです。それで、そうなってくると、なおさら湧別町は下流なので、やっぱりそういう問題があるときは西部なり遠軽町の報告を受けているのであれば、下の湧別町にもこういうことがあるぞということの報告の連携というか、やっぱりそういうのは重要だと思うのです。今後遠軽町にそうやって2年前に報告しているのであれば、今後西部のほうでもっとしつかり、この区域内には湧別町があるのだよということを申入れをして、いろんな報告をきちっとさせてもらおうと。遠軽町に埋めているから、遠軽町だけでいいのだという話ではないですよ、この水については。そういうことで、これについては実際聞いていませんよね。その辺も含めて、2年前に遠軽町が報告あったということなのですけれども、それについて、もし何か聞いているような考えがあればご答弁いただきたいと思えます。

○議 長 町長。

○町 長 西部森林管理署で埋設しております当時の農薬の関係でございますけれども、先々月ですか、西部管理署の署長さんがお見えになりまして、国の基準に基づいて埋設させていただいているという部分についての報告を受けさせていただいております。本町に説明を受けたのは、そのときが初めてだと。町における記録等々を見てもないものですから、多分初めての報告を受けたということでございまして、現在の状況または通常管理体制の状況についてもお聞きしておるところと、現状のところ問題ないというように判断したところとでございますけれども、今国のほうではそれらのものについて全て撤去して処理するという方向に今調査をしているそうでございます。モデル地区を造りながら、その方法について検討している最中でありまして、最終的には撤去して処理をしていただきたいという要望も私のほうからさせていただいてお

りますので、また毎年毎年のその状況についての報告をいただくというふうになっておりますので、今後においてはその報告を受けるというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 本当に町長が真剣になって取り組んでもらわないと、やっぱり困るのは住民なので、町長のほうから説明受けたときに完全なコンクリで農薬を埋めて固めて、コンクリのところに入れてという説明だったのですけれども、遠軽町ではそうではないと。危険なものでもあるので、早急に処理場に持って行って処理するという報告を受けたということなので、その2年の間にそういう方向に変えたのか、それは分からないですけれども、そういうような実態があるので、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議 長 町長。

○町 長 私が確認して、話聞いた中では、今確かに全部掘り出して処理をしたいという考えはあるというふうには聞いてございますが、一遍にできないというような部分もあって、順次処理をしていくというような話でございました。そういうことで、速やかに処理してほしいとは要望してございますけれども、そのやり方等々の方向が出た段階でまた報告が来ると思いますので、なるべく早く処理していただくということは今後とも継続して要望していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 質疑ございませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 4 : 1 3 )

再 開 宣 告 ( 1 4 : 2 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和4年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和4年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

教育総務課長。

(教育総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を決定することについては、湧別町議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別議決です。

出席議員は11人であり、その3分の2は8人です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 ただいまの起立者は11人で、出席議員の3分の2以上となっております。

したがって、議案第7号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 指定金融機関の指定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

会計管理者。

(会計管理者提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 教育委員会委員の任命について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第20、意見書案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

○議長 提案者の説明を求めます。

8番、小形君。

(8番趣旨説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和4年第3回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 ( 1 5 : 0 3 )

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田-志

湧別町議会 議員 脇坂敏夫

湧別町議会 議員 小形秀和